

3. 計画の位置づけ

「伊勢崎市地域福祉計画」は、市の最上位の計画「第3次伊勢崎市総合計画」に定める将来ビジョン

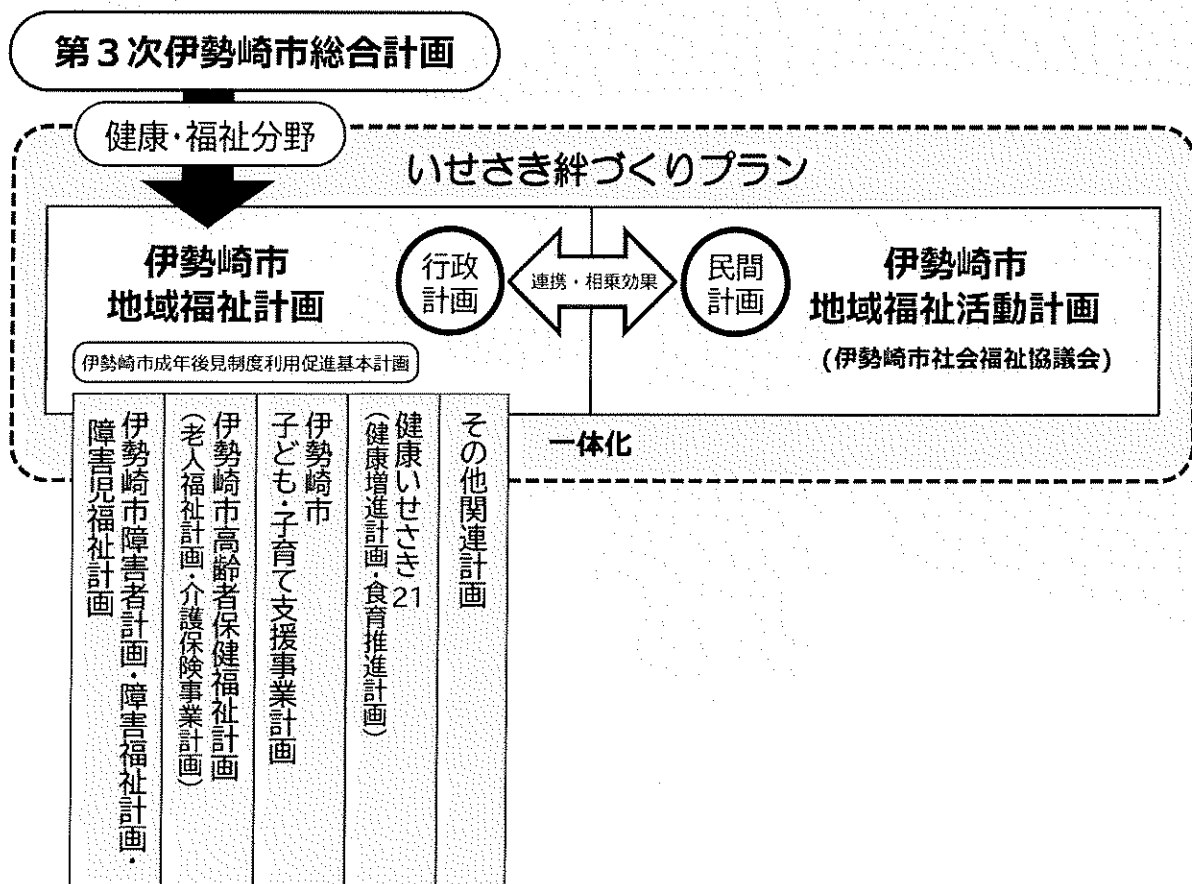
～ えがお咲く未来へ 持続可能な共生都市 いせさき ～

の実現に向けて、健康・福祉の分野を担う計画であるとともに、「伊勢崎市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」、「伊勢崎市高齢者保健福祉計画」、「伊勢崎市子ども・子育て支援事業計画」をはじめとする福祉に関連する個別計画と調和を保ちつつ、それらの計画の上位に位置づけられるものです。

「伊勢崎市地域福祉活動計画」は、伊勢崎市社会福祉協議会が中心となって策定される地域福祉の行動計画です。

本市の地域福祉をより効果的に推進するため、第4期計画も両計画を一体化した計画として策定し、「いせさき絆づくりプラン」と呼称します。

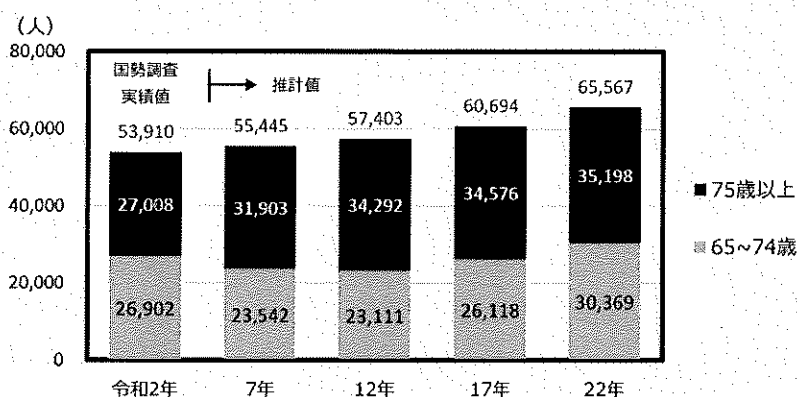
なお、市では成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に規定された市町村基本計画にあたる「伊勢崎市成年後見制度利用促進基本計画」を「伊勢崎市地域福祉計画」に位置付けることとします。



施策3 成年後見制度の利用促進【伊勢崎市成年後見制度利用促進基本計画】

■現状と課題

本市の65歳以上の高齢者は年々増加し、令和6年4月1日時点で総人口の25.7%、市民の4人にひとりとなっています。国立社会保障・人口問題研究所によると、本市の高齢者、なかでも75歳を超える高齢者人口は、令和22年まで増加が続くと推計⁴されていることから、高齢化と共に有病率の高まる認知症患者数の増加も予測されます。



また、療育手帳所持者や精神障害者保健福祉手帳所持者が年々増加しています。そうした障害者を養護する家族の高齢化も進んでおり、「親亡き後」の障害者への支援を社会全体で考える必要性が高まってきています。

判断能力が十分ではない方の権利を守るためには、成年後見制度等の権利擁護支援を強化するとともに、その利用の促進を図ることが重要です。しかし、令和5年市民アンケート調査では、「成年後見制度」について「名前も制度の内容も知っている」が36.4%、「名前は知っているが、制度の内容は知らない」が35.1%、「名前も、制度の内容も知らない」が27.6%となっており、制度の内容を知らない人が全体の60%を超えている現状が明らかとなっています。

■施策の方向性

本市では地域連携ネットワークの構築及びコーディネート、専門職による専門的助言等の支援や確保を担う中核的な機関を令和6年10月1日より社会福祉協議会に委託し、設置しました（「伊勢崎市成年後見相談センター」）。成年後見相談センターと市の連携を強化し、制度の広報機能、相談機能等の強化を通じて成年後見制度の利用促進を図るとともに、後見人支援の充実や効果的な不正防止を図り、地域の権利擁護支援体制の構築を進めます。

⁴ 推計：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」

成年後見制度とは

認知症、知的障害、精神障害などによって判断能力が不十分な人について、本人の権利を守る支援者（成年後見人等）を選ぶことで本人を法律的に支援する制度です。財産管理や日常生活での様々な契約などを自分で行うことが困難になると、不利益を被ったり、悪質商法の被害にあったりする危険性が高くなります。このような人の財産や権利を保護し、生活を支援するのが成年後見制度です。

成年後見制度の種類

成年後見制度には、本人の判断能力が不十分な状態の場合に申立てを行う「法定後見制度」と将来、判断能力が不十分となった場合に備えて自分自身であらかじめ援助してくれる人を選んでおく「任意後見制度」があります。法定後見制度には、後見、保佐、補助の3類型があります。

①法定後見制度（現在、判断能力が不十分な人が対象）

類型	判断能力の程度	支援者
後見	判断能力がほとんど無く常に援助が必要	成年後見人
保佐	判断能力が著しく不十分で常に援助が必要	保佐人
補助	判断能力が不十分で援助が必要な場合がある	補助人

②任意後見制度（将来、判断能力が不十分となった場合に備える）

任意後見制度は、将来、認知症等によって判断能力が衰え、財産管理や医療・福祉施設への入退所に関する手続き等が困難となることに備えて、本人の意思であらかじめ代理人を決めておく制度です。公正証書により契約を結んでおき、将来、判断能力が不十分になったときに、家庭裁判所に申立てをします。家庭裁判所により任意後見監督人が選任され、その監督の下に代理行為を行います。

市民や地域に期待される取り組み

- 成年後見制度についての理解を深めていく。
- 成年後見制度について理解した内容を、制度による支援が必要と思われる人に紹介する。

行政の取り組み

項 目	内 容
(1) 成年後見制度の運用充実	成年後見制度利用の必然性があるにも関わらず、親族がいない又は親族との関係が疎遠である等、親族による審判の申立てが期待できない場合においては、市長申立ての支援を行います。 また、被後見人等が経済的に困窮しており、第三者後見人等に報酬を支払うことが困難な場合においては、成年後見制度利用支援事業を通して、申立てに掛かる費用や報酬等の助成を行います。
	地域連携ネットワークの3つの役割（①権利擁護支援が必要な人の発見・支援、②早期の段階からの相談・対応体制の整備、③意思決定支援・身上監護）を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築を進めます。
	本市では、地域連携ネットワークの構築を推進していく上で、令和6年4月より「伊勢崎市成年後見制度利用促進協議会」を設置しました。弁護士や司法書士、社会福祉士等の専門職を構成員とし、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制づくりを進めていきます。

項 目	内 容
(2) 成年後見制度の利用支援	成年後見相談センターにおいて、成年後見制度の利用支援のため、以下の取組を推進します。 ①広報・啓発の推進 成年後見制度の利用促進に係るリーフレットを作成し、居宅介護支援事業所や障害者センター、相談支援事業所（障害福祉関係）、高齢者相談センター、公民館、金融機関、医療機関等に配布します。また、高齢福祉分野や障害福祉分野等の関係者向けの研修会や市民向けのセミナーを実施し、法定後見制度のみならず、任意後見制度や日常生活自立支援事業等も含め、権利擁護の理解促進に努めます。 ②相談機能の強化 中核機関の相談窓口は、地域包括支援センターや障害者基幹相談支援センターの相談窓口と相互の連携による相談機能の強化を図るとともに、協議会での議論やその関与、専門職等の助言や支援を受けることで相談機能の資質向上を図ります。 ③成年後見制度利用促進 a 受任者調整（マッチング）等の支援 本人の状況に応じて、親族後見人候補者への助言や専門職へのつなぎ、選任後のフォローアップ等の支援を行います。また、第三者後見人等を検討している場合は、必要に応じて弁護士会等の専門職団体へつなぎ、受任者調整による支援を行うことで、本人にとって適切な後見人等の専任につながるよう努めます。 b 担い手の育成 専門職による後見人等は、今後、認知症高齢者の増加により不足することが考えられます。新たな後見人等の担い手として市民が活躍することが期待されていることから、市民後見人の養成に努めます。 c 日常生活自立支援事業からのスムーズな移行 地域連携ネットワークを構築することで、日常生活自立支援事業等の関連制度と成年後見制度の連携を強化します。 ④後見人支援 親族後見人等の日常的な相談に応じるとともに、必要に応じて、法的な権限を持つ後見人と、本人に身近な親族、福祉、医療、地域等の関係者がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の状況を継続的に把握し適切に対応する体制を整えます。 ⑤不正防止 成年後見制度における不正事案は、親族後見人等の理解不足、知識不足から生じるケースが多く、地域連携ネットワークやチームでの見守り体制を整備することで、親族後見人等が孤立することなく、日常的に相談等を受けられる体制を整備します。

社会福祉協議会の取り組み

項 目	内 容
(1) 成年後見制度の運用充実	①成年後見相談センターにおいて、地域における権利擁護体制の強化をしていきます。
(2) 成年後見制度の利用支援	①成年後見相談センターにおける相談対応及び広く周知啓発等を行い、伊勢崎市における成年後見制度の利用促進を図ります。 ○主な事業概要 - a リーフレットの配布や公式 SNS 等を通じて制度の詳細を周知啓発します。 - b 成年後見制度における専用窓口を設置し、相談に随時対応します。 - c 専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士）による予約制の無料専門相談を実施します。 - d 支援者向け研修会や、市民向けセミナーを開催します。 - e 成年後見制度利用促進協議会の事務局を担い、行政や関係機関と連携し、円滑な制度運営ができる体制づくりを目指します。 - f 成年後見制度利用促進体制整備の一環として、法人後見事業の実施について検討します。 ②日常生活自立支援事業として、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等で判断能力が不十分な方へ、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行い、安心した生活が送れるよう支援します。 また、この事業の利用者で、成年後見制度への移行が必要となった場合には、行政や専門職等と連携しスムーズな制度利用を支援します。